

**障害者雇用・就労推進
連携プログラム 2010**

視点1 地域で生涯にわたって安心して働ける

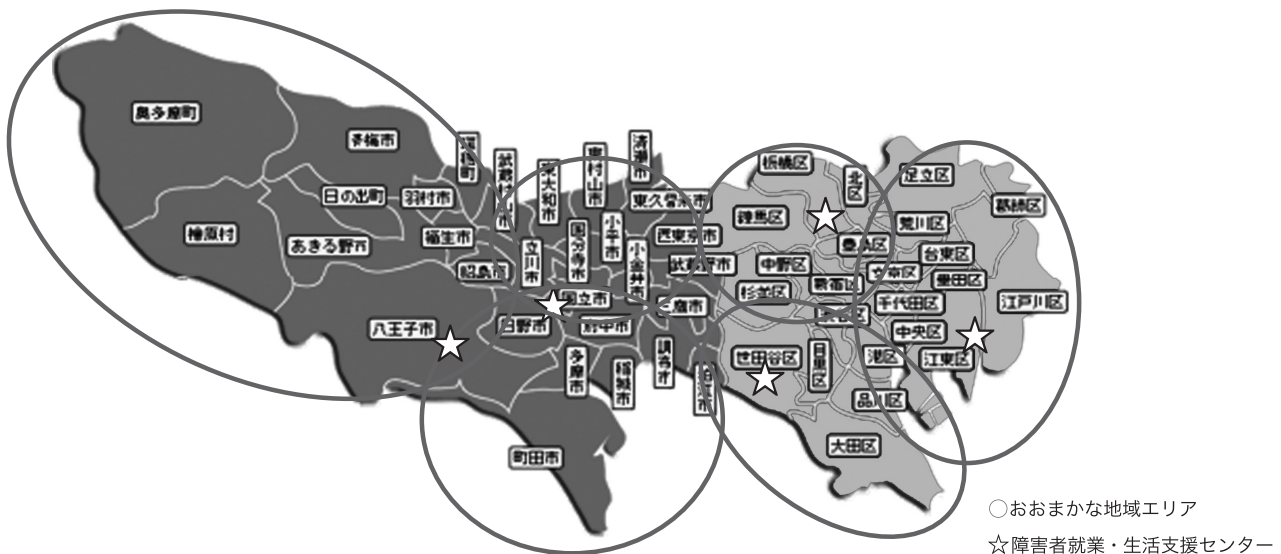
行動1 地域の就労支援ネットワークを構築します。

都内全域を6ブロック（城北、城東、城南、多摩北部、多摩南部、多摩西部）に分け、就労支援機関のネットワークを構築、強化します。

障害者就業・生活支援センター（※1）は、各ブロックごとに1か所設置し、すべての区市町村で区市町村障害者就労支援センター（※2）を実施します。

障害者就業・生活支援センターがコーディネート機関となり、ハローワーク、区市町村障害者就労支援センター、特別支援学校、地元の商工機関等が連携し、障害者一人ひとりの就労を支援していきます。

<ブロック地図>



※1 障害者就業・生活支援センター

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」と言います。）に基づき、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行っています。

※2 区市町村障害者就労支援センター

障害者の就職を支援するとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供しています。

（東京労働局、ハローワーク、就労支援機関、東京障害者職業センター、東京都、東京都教育委員会）

事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 事業目標	担 当
<p>1-1 就労支援ネットワーク強化・充実事業</p> <p>就労支援ネットワークに必要な各種会議や研修会開催等の費用を助成し、就労支援ネットワークの構築を推進する。</p> <p>【補助単価】 1圏域1,000千円(年間)</p> <p>【対象】 6ブロック</p>	<p>21年度 新規事業</p>	<p>5ブロック7団体で実施 (1ブロック当たり平均140人参加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者、企業、行政、医療、支援機関協同の支援の報告会 ・各種研修会(支援技法等) ・各種学習会(病気について等) ・連続講座(企業が求める支援者の役割等) 	<p>障害者就業・生活支援センターがコーディネート機関となり、ハローワーク、区市町村障害者就労支援センター、特別支援学校、就労移行事業者等の連携を図る。</p>	<p>【事業所管】 東京都</p> <p>【実施主体】 障害者就業・生活支援センター他</p>
<p>1-2 職業リハビリテーション推進フォーラムの実施(拡充)</p> <p>福祉、医療・保健等の機関や企業等の担当者が一堂に会し、職業リハビリテーションに関する情報提供や意見交換を行うフォーラムを開催する。</p> <p>【規模】 30名 1回 250名 1回</p>	<p>160名規模 1回</p> <p>(東京都中部総合精神保健福祉センターと合同開催)</p>	<p>200名規模：1回 テーマ「うつ病者の職場復帰支援」(東京都中部総合精神保健福祉センターと合同開催)</p> <p>25名規模：1回 テーマ「発達障害者の就労支援」</p>	<p>地域における職業リハビリテーションネットワークの整備を推進すること及び障害者に対する具体的な支援方法について共通認識を形成することによりネットワークを機能させる。</p> <p>職場復帰関連で1回、就労支援ニーズの高まりが見られる発達障害関連については昨年の1回から2回に増やしフォーラムを開催する。</p>	<p>【事業所管】 東京障害者職業センター</p>

行動 2

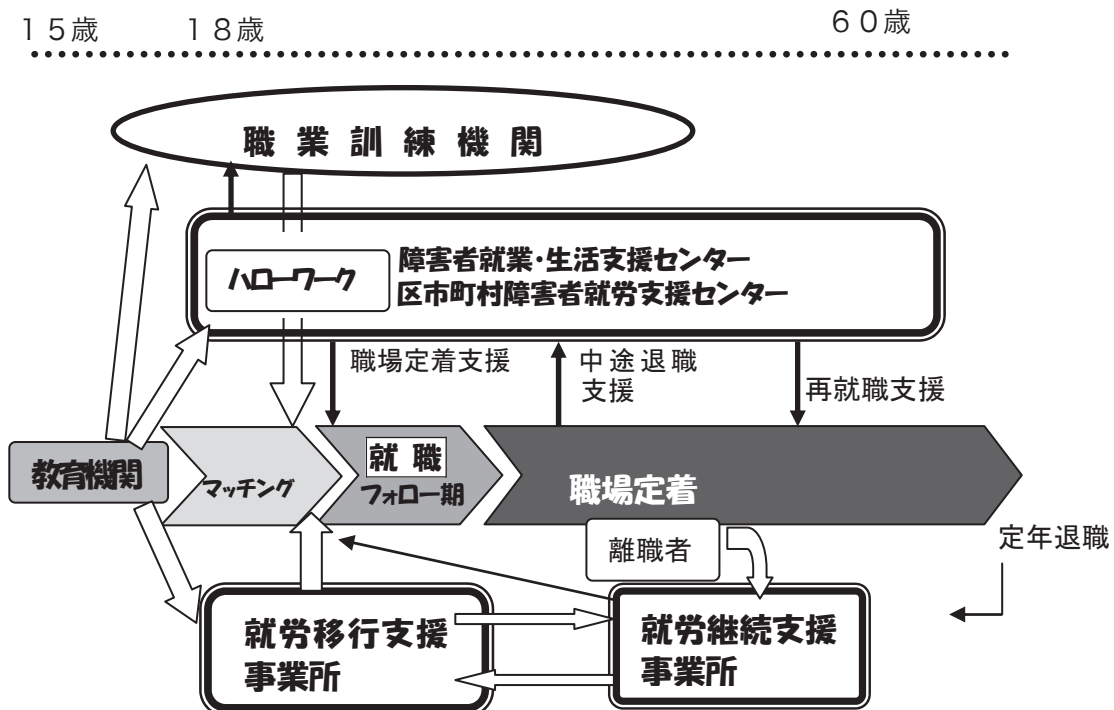
障害者のライフステージを通じた就労を支援します。

障害者就業・生活支援センターや区市町村障害者就労支援センターなどの地域の就労支援機関は、障害者の就職への支援はもとより、就職後も定期的な職場訪問などにより職場定着支援や働く障害者に対する生活支援をしています。中途障害者や中途退職した障害者の再就職についても同様の支援をしています。

また、今後、「福祉から企業へ」だけでなく、障害者が定年等で企業を退職した後の福祉施設への移行など、「企業から福祉へ」も円滑に移行できるように支援をしていきます。

このようにして、障害者本人や家族が安心して企業就労にチャレンジし、企業も安心して雇用に踏み切ることができるよう、地域の就労支援機関が、障害者のライフステージを通じて継続的に支援していきます。

<ライフステージを通じた支援>



(東京労働局、ハローワーク、就労支援機関、東京障害者職業センター、福祉施設、東京都)

事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 事業目標	担 当
2-1 区市町村障害者就労支援事業の充実(拡充) 職場開拓や就職準備、職場定着などの就労面の支援と就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する。これを拡充し、身近な地域での相談・支援体制を強化する。 【補助単価】 1所常勤1人当たり 6,774千円 非常勤1人当たり 1,929千円 (都1/2 区市町村1/2補助)	43区市で整備(22区・21市) *杉並区は障害者雇用支援センター(国事業)	新たに2市で実施 45区市で整備(22区・23市) *杉並区は障害者雇用支援センター(国事業)	身近な地域における就労支援の相談・支援体制の整備のため、平成23年度までに全区市町村で実施する。 新たに2市で事業を開始	【事業所管】 東京都 【実施主体】 区市町村障害者就労支援センター
2-2 障害者就業・生活支援センター事業の拡充 障害者雇用促進法に基づき、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行っている。 【補助単価】 1所 15,784千円 (雇用安定等(国委託)・生活支援(都委託))	5センター整備(区部3、市部2)	6か所目の設置に向けて東京労働局・産業労働局・福祉保健局で継続して検討	6つの地域の就労支援ネットワークに1つずつの設置を目指しており、残り1センターを整備する。	【事業所管】 東京労働局及び東京都 【実施主体】 障害者就業・生活支援センター
2-3 障害者一般就労・職場定着促進支援事業 ①就労移行支援事業者による社会適応等に関する講座企画・開催 ②フォロー事業として一般就労した者を対象に勉強会・自主交流会の企画 ③雇用検討企業の職務分析の実施 【補助単価】 5回以上開催につき1回当たり20千円を助成	21年度 新規事業	4事業所で実施 ①就労ガイダンスの実施(講師:企業・大学教授・就職した当事者) ②一般就労した者を対象とした勉強会・自主交流会(職場での状況の報告、悩みについて対策検討・話し合い等) ③雇用検討企業への職務分析(就労支援員が企業担当者を情報交換し、環境整備・職務行程・タイムスケジュールについて企業と共に検討) 補助金額 957千円	障害者が一般就労へ移行した後、就業生活を支援するとともに、企業への職務の提案など職場定着できるよう、さらなる支援を実施する。	【事業所管】 東京都 【実施主体】 ①②③就労移行支援事業者 ③就労継続支援事業者(A型・B型)
2-4 離職・再チャレンジ支援助成事業 ①離職の危機を迎えているものへの対応 ②やむを得ず離職したものへの就労・訓練の機会の提供 【補助単価】 1人当たり40千円(支援開始後1月のみ助成)	21年度 新規事業	8事業所で実施 ①本人と企業と調整の上、円滑な職場定着、あるいはそれに関連する支援を実施 ②障害者就業・生活支援センター、区市町村障害者就労支援事業及びハローワーク等との連携を図り実施 ③本人の意向を踏まえた上で、再就職に向けた支援を実施 補助金額 1,920千円	離職の危機に際して、意欲を失う前に必要な支援を提供するとともに、やむを得ず離職した場合でも再度、一般就労への移行を支援する。	【事業所管】 東京都 【実施主体】 就労移行支援事業者 就労継続支援事業者(A型・B型) 旧法授産施設

視点2 職業に向けた準備へのバックアップ

行動3 職業的自立を支援する職業教育を充実します。

都立特別支援学校においては、高等部生徒の自立と社会参加を目指し、これまで、民間企業等からの技術講師の導入などにより、実践的な職業教育の習得を図り、近年では卒業生の約3割が一般就労しています。

今後は、小学部からのキャリア教育の充実に努めるとともに、障害の状態に応じた就業体験の機会の確保や実習先・雇用先の開拓を進める新たなシステムを構築するなど、職業的自立を支援する職業教育を充実します。

知的障害が軽い生徒全員の企業就労をめざす 新しいタイプの特別支援学校高等部職業学科の設置

永福学園	平成 19 年度開校
青峰学園	平成 21 年度開校（予定）
南多摩地区学園養護学校（仮称）	平成 22 年度開校（予定）
板橋学園特別支援学校（仮称）	平成 25 年度開校（予定）
東部地区学園特別支援学校（仮称）	平成 27 年度開校（予定）

（東京都教育委員会）

事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 事業目標	担 当
3-1 民間を活用した企業開拓 (拡充) 民間の活力を導入し、産業現場等における実習先や雇用先を開拓及び確保する仕組みを構築する。	開拓企業数・実習受入可能企業数 延675社	開拓企業数・実習受入可能企業数 延697社	平成21年度に引き続き、現場実習先及び雇用先の開拓等に関する情報収集・提供を行う。 また、新たに障害者雇用の経験がある外部人材を活用し、主に学校における企業開拓を支援する。	【事業所管】 東京都教育委員会 【実施主体】 特別支援学校
3-2 知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部の設置 職業的自立に向けた専門的な教育を行うことを目的として、インターンシップの導入や民間企業等からの技術講師の導入などにより実践的な職業技術の習得を図り、生徒全員の一般就労を目指す新しいタイプの高等部を設置する。	永福学園 (平成19年4月開校) 青峰学園 (平成21年4月開校)	南大沢学園 (平成22年4月開校) 永福学園卒業生 就労 約96% その他(進学等) 約4%	板橋学園(仮称) (平成25年4月開校予定) 東部地区学園(仮称) (平成27年4月開校予定)	【事業所管】 東京都教育委員会 【実施主体】 特別支援学校

【補足】 以下、「行動宣言」制定時から状況が変化しています。

知的障害が軽い生徒全員の企業就労をめざす
新しいタイプの特別支援学校高等部職業学科の設置

青峰学園 平成21年度開校(予定) → 青峰学園 平成21年度開校
南多摩地区学園養護学校(仮称) → 南大沢学園 平成22年度開校

行動 4

障害者ニーズ・企業ニーズに応じた職業訓練を実施します。

障害者の雇用をさらに促進するため、障害者のニーズ、企業のニーズに対応した職業訓練を実施していきます。

○東京障害者職業能力開発校での訓練の充実

身体障害者を対象として、CADオペレータ、ビジネス経理、医療総合事務、編集デザインなどの訓練を実施しています。また、知的障害者を対象として、実務作業の訓練を実施しています。そして、平成20年度、試行的にオフィスワーク科に精神障害者の訓練枠を新たに設定しました。

○都立職業能力開発センター（一般校）での訓練の充実

城東職業能力開発センター足立校において、知的障害者を対象とする実務作業の科目を設置しました。

○東京しごと財団心身障害者職能開発センター

身体障害者を対象として、CADオペレータ、OAスキル、一般事務などの訓練を実施し、知的障害者を対象として、作業適応訓練を実施しています。

そして、平成20年度、試行的に高次脳機能障害者の訓練枠を設定しました。

今後とも、アンケート調査等を活用しつつ、障害者及び企業のニーズに応じた科目開発、訓練内容の見直し等を進め、訓練の充実を図っていきます。

（東京都、東京しごと財団）

事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 事業目標	担 当
<p>4-1 東京障害者職業能力開発校における訓練の推進 拡充</p> <p>各種系（情報、ビジネス、医療・福祉事務、グラフィックメディア、機械・図面、ものづくり、アパレル、短期ビジネス、OA実務、実務作業）</p>	訓練規模 255名	訓練規模 255名	<p>訓練規模 255名</p> <p>身体障害者を対象として、左記の様々な訓練を、また、知的障害者を対象として、実務作業の訓練を実施する。 なお、アパレル系科目は廃止し、実務作業系科目の定員を10名増とし40名とするとともに、精神障害者の入校枠を新たに10名設定した。</p>	<p>【事業所管】 東京都</p> <p>【実施主体】 東京障害者職業能力開発校</p>
<p>4-2 一般校における障害者職業能力開発訓練の推進</p> <p>知的障害者向け科目の一般展開（実務作業科）</p>	城東職業能力開発センター足立校 10名	<p>城東職業能力開発センター足立校 10名</p> <p>城南職業能力開発センター 20名</p>	<p>城東職業能力開発センター足立校 10名</p> <p>城南職業能力開発センター 20名</p>	<p>【事業所管】 東京都</p> <p>【実施主体】 都立職業能力開発センター</p>

【補足】 以下、「行動宣言」制定時から状況が変化しています。

○東京しごと財団心身障害者職能開発センター

平成21年度末に東京しごと財団心身障害者職能開発センターにおける施設内訓練事業終了

なお、高次脳機能障害者を対象としたパイロット訓練については、東京障害者職業能力開発校にノウハウを移転しています。

行動 5

企業等での訓練・実習の場を 拡充します。

企業等での実習は、多数の企業等の協力により、特別支援学校や各機関での職業教育において、大きな成果を収めています。今後、福祉施設からの移行が進むにつれて、企業等での実習のニーズが急速に高まることが予想され、企業にとってはさらに実習が受入れやすく、また、障害者にとってはさらに参加しやすい仕組みにしていきます。

また、東京しごと財団、東京都教育委員会、特別支援学校、経営者団体等により、実習協力企業の開拓をさらに推進します。

あわせて、障害者委託訓練では、企業をはじめ社会福祉法人、NPO法人等の多様な委託先で職業訓練を行います。精神障害者、発達障害者を含めて、750人の訓練を実施しています。今後とも、ハローワークとの連携や企業OB等のコーディネーターの活用などを進め、多様な委託先を開拓して、訓練の充実を図っていきます。

さらに、東京しごと財団による、企業実習への支援を充実していくとともに、就労支援機関、特別支援学校等による企業開拓に関する情報の一元化を検討していきます。

(ハローワーク、東京都、東京しごと財団、東京都教育委員会)



事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 事業目標	担 当
<p>5-1 障害者職場実習ステップアップモデル事業 企業15社で障害者2名ずつ3日間程度の実習を企画し、報告書をまとめ、発表会を実施する。</p>	<p>21年度 新規事業</p>	<p>企業18社、障害者31名（福祉施設12か所の利用者）で実施（うち企業12社は障害者雇用は未経験） 発表会参加人数150名</p>	<p>福祉施設の利用者が企業で働くことを体験し、また、障害者雇用を未経験の企業が雇用に向けて職場・職域の開拓を体験するために、企業への短期の「モデル実習」をコーディネートし、障害者の雇用・就労につなげる。</p>	<p>【事業所管】 東京都</p>
<p>5-2 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の拡充 実施定員 750名→800名 身体、知的、精神障害者等で、公共職業安定所長の受講の推薦を受けた方を対象とし、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育機関等に委託して訓練を行う。</p>	<p>750名</p>	<p>企業をはじめ、社会福祉法人、NPO法人等の多様な委託先で、精神障害者、発達障害者を含めて、800名の訓練を実施</p>	<p>企業をはじめ、社会福祉法人、NPO法人等の多様な委託先で、精神障害者、発達障害者を含めて、平成21年度800人から拡大し、850名の訓練を実施する。</p>	<p>【事業所管】 東京都 【実施主体】 東京しごと財団</p>
<p>5-3 職場実習・職場見学促進事業 職場実習を受け入れる企業が、受け入れのために企業内の設備の更新等を実施した場合、就労移行支援事業者及び就労継続支援事業者（A型・B型）が、企業見学を実施した場合に助成。 【補助単価】 設備整備 5,000千円 見学補助 20千円</p>	<p>21年度 新規事業</p>	<p>実習設備整備 2件 補助金額 4,984千円 （特例子会社1件及び財団法人1件） 企業見学補助 4件 補助金額 153千円</p>	<p>職場実習は、作業能率の向上や現場感覚の習得など、一般就労への移行に有効であり、受け入れ先の確保を促進し、推進していく。</p>	<p>【事業所管】 東京都 【実施主体】 就労移行支援事業者 就労継続支援事業者（A型・B型）</p>
<p>5-4 離職障害者職場実習事業 新規 法定雇用率未達成中小企業15社で離職障害者2名ずつ3日間程度の実習を企画し、報告書をまとめ、発表会を実施する。</p>		<p>22年度 新規事業</p>	<p>離職した障害者が、法定雇用率未達成の中小企業で短期間の実習等を行うことにより、障害者の就労を支援するとともに、中小企業における障害者の雇用への取り組みを進める。</p>	<p>【事業所管】 東京都</p>

視点3 「福祉施設から企業へ」向かう流れ

行動 6

福祉施設においてキャリアカウンセリングを実施します。

都内には、福祉施設における就労の場として、従前の授産施設、小規模作業所のほか、障害者自立支援法に基づき新たに設置された就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型・B型）を運営する施設があります。

その福祉施設から企業への就労移行に向けて、利用者の働く意欲や力量を適切に判断して支援するとともに、区市町村障害者就労支援センターなどにつなげていく仕組みや支援技術の向上を目指します。

そのため、福祉施設の職員が、利用者への、いわゆるキャリアカウンセリング（※）を実施していきます。

また、区市町村障害者就労支援センターに配置されている地域開拓促進コーディネーターは、福祉施設や利用者本人、保護者などに積極的に働きかけ、働く意欲のある障害者を企業就労へとつなげていきます。

※ キャリアカウンセリング

個人のキャリア形成に関する悩みを解決する相談やサポート。雇用環境や労働市場を熟知したキャリアカウンセラーが、スキルやキャリアを活かした仕事への就労を支援するもの。

（福祉施設、就労支援機関）

事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 事業目標	担 当
<p>6-1 地域開拓促進コーディネーターの設置 拡充</p> <p>「区市町村障害者就労支援事業」において同コーディネーターの設置を進め、就労希望者の積極的な掘り起しを行うとともに、授産施設等への働きかけを行い、企業等に対し障害者雇用の意識付けを行う。</p> <p>【補助単価】 1所 1,929千円(年間)</p>	<p>16区市に設置</p>	<p>20区市に設置</p>	<p>平成23年度までに全ての区市で設置することを目指す。</p>	<p>【事業所管】 東京都</p> <p>【実施主体】 区市町村障害者就労支援センター</p>
<p>6-2 キャリアカウンセリングの普及 拡充</p> <p>福祉施設職員がキャリアカウンセリングの手法を習得し、利用者へ実施する。</p>		<p>「16 就労支援体制レベルアップ事業」の中で、福祉施設の職員及び区市町村障害者就労支援センター職員向けにプレゼンテーション講座を実施 147名受講</p>	<p>キャリアカウンセリングの手法を習得する研修を区市町村障害者就労支援センター職員向けに新たに実施する。</p>	<p>【事業所管】 東京都</p> <p>【実施主体】 就労移行支援事業者 区市町村障害者就労支援センター</p>

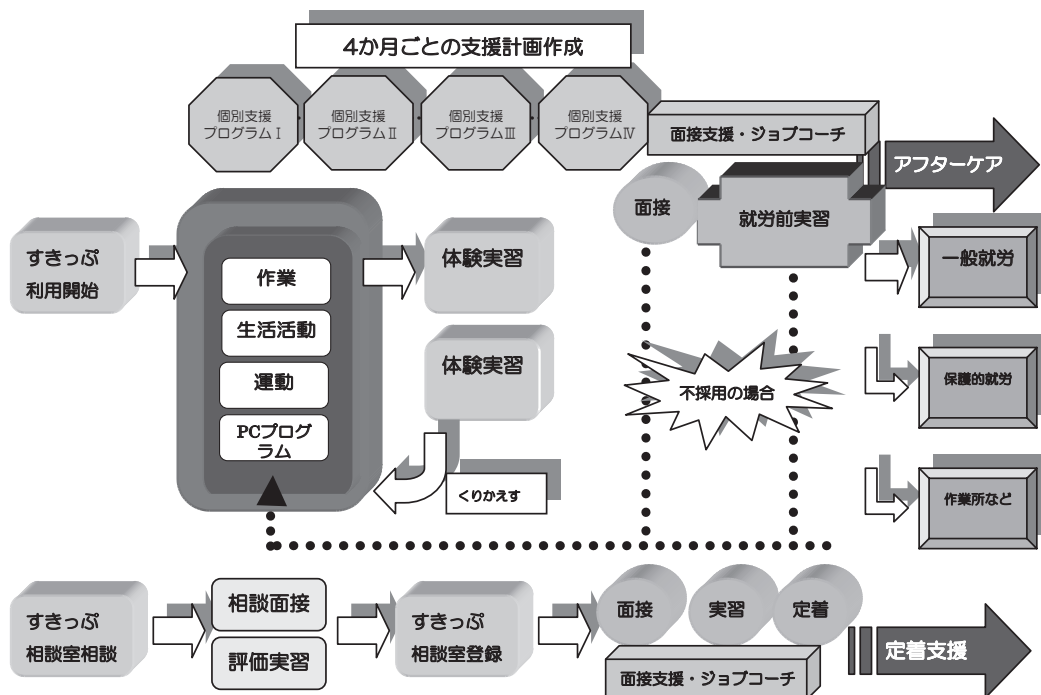
視点4 福祉施設の事業者を支援

行動7 福祉施設の従事者の人材育成を図ります。

先駆的に就労支援を実施している障害者就業・生活支援センターや区市町村障害者就労支援センターなどの地域の就労支援機関、また、東京都精神保健福祉センター、東京障害者職業センターなどの専門的広域的な支援機関は、これまでに多くの就労支援ノウハウを蓄積しています。

こうしたノウハウについて、互いのセンターや、就労移行支援事業者をはじめとする福祉施設に提供することなどにより、福祉施設の従事者の人材育成を図り、地域全体の就労支援力を高めていきます。

<例 世田谷区立知的障害者就労支援センター すきっぷ 就職までの流れ>



※ 世田谷区の「すきっぷ」では、高い就労移行率を保持していますが、その推進力になっているのが、4か月毎の個別支援プログラムの作成・実施と、それぞれに対応した体験実習の展開です。

(就労支援機関、福祉施設、東京障害者職業センター、東京都)

事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 事業目標	担 当
<p>7-1 就労支援体制レベルアップ事業 (拡充)</p> <p>区市町村障害者就労支援事業や就労移行支援事業所の支援員を対象に障害者の就労支援を行う上で必要な知識・情報、技術、コミュニケーション能力の習得に資する体系的な研修を行う。</p> <p>【規模】 100名 3日間</p> <p>【対象】 就労移行支援事業者、区市町村障害者就労支援センター、障害者就業・生活支援センターなどの支援員</p>	<p>100名規模 3日間実施</p>	<p>4日のカリキュラムを対象者の地域を分けて5回実施</p> <p>【規模】147名 4日間</p> <p>【対象】 就労移行支援事業者、区市町村障害者就労支援センター、障害者就業・生活支援センターなどの支援員</p>	<p>区市町村障害者就労支援事業や障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業者の支援員の技術の向上を図る。</p> <p>従来の東京障害者職業センターとの合同研修に加え、区市町村就労支援事業の中堅職員向け研修(キャリアカウンセリング研修等)を実施し、地域における支援機関のセンター機能を強化する。</p>	<p>【事業所管】 東京都</p>
<p>7-2 就労支援に関する助言・援助・実務的研修の提供 (拡充)</p> <p>福祉施設等に対し、就労支援方法に関する技術的な助言や援助を積極的に行うほか、就労移行支援事業者の就労支援員等を対象に、就業支援に必要な基本的知識・技術等を付与するための研修を行う。</p> <p>【規模】 3日間の研修を5回 (各30名)</p> <p>【対象】 就労移行支援事業者の就労支援員が重点対象 その他福祉、医療等の機関において就業支援を担当する職員</p>	<p>21年度 新規事業</p> <p>※前身の「就業支援基礎講座」は、30名規模、2日間の講座を3回実施</p>	<p>30～40名規模：4日間の研修を5回（うち本所管内：3回、支所管内2回）</p> <p>※東京都福祉保健局の「障害者就労支援体制レベルアップ事業」との共催</p>	<p>就業支援に関する基礎的研修のほか、個別的な就労支援による技術的助言・援助等を実施することにより、福祉、医療等の機関において就業支援を担当する職員の就業支援に係る支援力を高め、効果的な職業リハビリテーションを実施できるようにする。</p>	<p>【事業所管】 東京障害者職業センター</p>

行動 8

効果的な就労支援ツールを普及させます。

各就労移行支援事業者、就労支援センター等が使用している就労移行支援プログラムや職業評価（アセスメント）、マッチングなどの支援ツールなどは、それぞれの機関の創意工夫のもとに作成されています。

東京都は、このような就労移行支援プログラムなどの各種支援ツールについて、事例集を作成し、各就労支援機関に情報提供することにより普及させ、全体の就労支援事業のレベルアップを図っていきます。

（就労支援機関、東京障害者職業センター、東京都）

<コラム1>

受け入れ側の企業と送り出し側の福祉施設のミスマッチの解消

（受け入れ側）

◆障害者雇用の阻害要因

- ・ 障害者に適した職務がない（60.6%）
- ・ 建物のバリアフリー化などが進んでいない（43.3%）
- ・ 障害者雇用のノウハウが乏しい（28.9%）
- ・ 企業が求める知識・技能を有する障害者が少ない（27.0%） など

◆期待する公的支援

- ・ 各種助成金の拡大（42.3%）
- ・ 障害者の作業能力に関する情報提供（35.9%） など

平成19年3月 全国中小企業団体中央会
「中小企業における障害者雇用実態調査」より

（送り出し側 通所施設）

◆一般就労の阻害要因

- ・ 日々の作業指導で工賃を確保するので、精一杯である。
- ・ 職業訓練する余裕がない。
- ・ 作業能力のある障害者が一般就労すると、施設全体としての作業効率や工賃が低下する。
- ・ 利用者に対し、一般就労への意欲を引き出していない。

平成19年度 事業者へのヒアリング等より

事業名・事業内容	平成20年度 実 績	平成21年度 実 績	平成22年度 事業目標	担 当
<p>8-1 支援プログラム（職業評価等）の普及（拡充） 職業評価等の支援ツールについて各就労支援機関に情報提供する。</p>	<p>「就業支援基礎講座」における冊子の配布と活用方法の講義実施</p>	<p>就業支援基礎研修等において、左記「就労支援のためのチェックリスト活用の手引き」を就労移行支援事業者等に紹介、普及し、就労支援のレベルアップを図った。</p>	<p>独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構作成の「就労支援のためのチェックリスト活用の手引き」を就労移行支援事業者等に紹介、普及し、就労支援のレベルアップを図るとともに、職リハ関係機関を対象に職業評価研修会を開催し、職業評価についてのノウハウの伝達を行う。</p> <p>特に、今年度は就業支援基礎研修における普及に加え、職業評価技法の技術移転に目的を絞った研修会を新たに開催する。</p>	<p>【事業所管】 東京障害者職業センター</p>

視点5 精神障害者の就労促進にアタック

行動9

精神障害者のグループ就労や医療連携の仕組み作り、職場復帰の支援に取り組みます。

精神障害者のグループ就労の取組は、作業所等への委託契約により直接雇用でない場合もありますが、一般就労へのステップとして、有効であると考えられます。そこで、ひとつの就労形態として紹介し、推奨していきます。

また、精神障害者は、心身が疲れやすい場合が多いので、当初は休憩を多く、労働時間を短くするなどして、時間をかけて仕事に慣れてもらう必要があります。そのためには、雇用主や支援者は、医療機関のスタッフに、あらかじめ障害状況や対処方法を聞いておくなど、医療機関との連携が重要です。

このような本人、支援機関、企業と医療機関との連携の好事例を紹介し、就労を促進していきます。

また、うつ病などで休職している方に対して、東京都精神保健福祉センター、東京障害者職業センターなどにより、復職支援をしています。

(東京都、就労支援機関、東京障害者職業センター)

<ヤマト運輸(株)の事例>

【障がい者によるクロネコメール便配達事業】 ～地域に密着した仕事を！

【障害のある従事者数】 1,045名 ※平成20年1月1日現在

一般就労への
足がかり

- 施設・作業所とヤマト運輸(株)との委託契約による就労で、全国281施設・作業所毎のグループ就労という形態を取り、精神障害のある方が多く働いている。
- 配達委託単価(賃金)は、健常者と同じで、障害者の自立を促進している。
- ヤマトのユニフォームを着用し、地域の人々と交流しながら、誇りをもってメール便の配達業務に従事している。

事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 事業目標	担 当
9-1 精神障害者雇用好事例リーフレットの作成・配布 精神障害者を雇用して成功している事例などを集めてリーフレットを作成し、広く事業主に配布することで、雇用を検討する際の参考にしてもらう。	10,000部	ハローワーク・障害者就業・生活支援センター・区市町村障害者就労支援センター等関係機関や、事業主団体を通じて事業主等に配布し普及啓発を図った。		【事業所管】 東京都
9-2 東京ジョブコーチ支援事業の推進 (拡充) 都独自の東京ジョブコーチを養成し、職場定着を支援する。	ジョブコーチ数 20名 支援開始数 67件 稼働延日数 234日	ジョブコーチ数：40名 支援開始数：271件 稼働延べ日数：2,699日	ジョブコーチ数：60名登録 22年度20名養成 支援目標480件 精神障害者等支援研修の継続実施	【事業所管】 東京都 【実施主体】 東京しごと財団
9-3 精神障害者の雇用支援ネットワークの充実・強化 医療機関、保健福祉機関、事業主団体、産業保健機関等の識者を委員とした「精神障害者雇用連絡協議会」を開催する。 【開催回数】 4回	4回	開催回数：4回	精神障害者の雇用に関する地域の機運の醸成及び理解の促進、事業主への啓発、各関係機関の連携等について協議し、雇用支援ネットワークの充実強化を図る。	【事業所管】 東京障害者職業センター
9-4 精神障害者の職場復帰支援の推進 職場復帰支援（リワーク支援）の実施体制を拡充して実施するとともに、復職支援の困難事案に対しては障害者職業総合センターの研究・技法開発の成果を活用した支援を効果的に実施する。	職場復帰コーディネート 114名 リワーク支援 79名	職場復帰コーディネート：280名 リワーク支援：186名	増大する企業及び休職中のうつ病者等からの職場復帰支援ニーズについては、職場復帰コーディネートの迅速な実施、リワーク支援のノウハウの蓄積等により、ニーズに的確に対応する。	【事業所管】 東京障害者職業センター
9-5 精神障害者の雇用継続支援の推進 雇用支援ネットワークを活用し、各関係機関との緊密な連携による精神障害者に対するジョブコーチ（東京障害者職業センター配置型職場適応援助者及び第1号職場適応援助者）による支援を積極的に実施する。	57名	62名	就業中の精神障害者に対する雇用継続支援をさらに積極的に実施することにより精神障害者の職場定着の促進に資する。特に中小企業に対する支援を強化する。	【事業所管】 東京障害者職業センター
9-6 総合就労支援プログラム「トライワークプロジェクト」 (追加) 通院しながら就労(復職)を希望する精神障害者を対象に、医師等専門職員のサポートにより、就労支援に向けたプログラムを提供する。	108名	105名	(1)「ワークトレーニングコース」就労を目指す方のコース（主にうつ病コース・主に統合失調症コース） (2)「リターンワークコース」休職中の方が復帰を目指すコース（主にうつ病コース・主に統合失調症コース）	【事業所管】 東京都

行動10

「精神障害者ステップアップ雇用奨励金」を積極的に活用します。

ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、区市町村障害者就労支援センター等は、国の「精神障害者ステップアップ雇用奨励金」（対象雇用6か月以上12か月以内：週10時間以上20時間未満）（※）の活用を積極的に企業等にPRし、精神障害者の雇用を促進していきます。

※ 「精神障害者ステップアップ雇用奨励金」は、平成20年度に開始された国の制度です。

精神障害者を試行的に雇用し、短時間の就業から始め、一定の期間をかけて、仕事や職場への適応状況をみながら徐々に就業時間を延ばしていく「ステップアップ雇用」に取り組む事業主を支援するものです。

（東京労働局、ハローワーク、就労支援機関）



事業名・事業内容	平成20年度 実 績	平成21年度 実 績	平成22年度 事 業 目 標	担 当
<p>10-1 事業の紹介 精神障害者の特性を踏まえ、一定の期間をかけて段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指す「ステップアップ雇用」に取り組む事業主に対し、「ステップアップ雇用奨励金」を支給し、精神障害者及び事業主の相互理解を促進し、雇用機会の確保を図る。</p>	<p>平成21年4月1日 雇用期間及び週 所定労働時間の 改正</p>	<p>各種雇用支援セミナー、 精神障害者の職業紹介時 に周知、利用勧奨</p> <p>ステップアップ雇用開始 者数：31名</p>	<p>企業向けの各種雇用支 援セミナー等あらゆる機 会を通じて、制度の周知 を図り、積極的な利用を 促進する。</p>	<p>【事業所管】 東京労働局</p> <p>【実施主体】 ハローワーク 東京労働局</p>